

募集情報

**消防少年団員募集！**  
私たちと一緒に活動してみませんか？



火災予防について学んだり、初期消火訓練、応急救護訓練を実施しています。また、地域のお祭りのパレードに鼓笛演奏を通じて参加し、防火防災思想の普及活動を行っています。そのほか、キャンプなどの楽しい団体活動もあります。

【対象】福生市・羽村市・瑞穂町に住んでいる新年度小学3年生から中学3年生までの男女

※入団費用などの詳細は、お問い合わせください。

【申込み】3月22日(金)までに福生消防署防災安全係 ☎552・0119へ。

介護保険相談員募集

防火・防災に関する知識・技術を身につけるとともに、規律ある団体活動や奉仕活動などを通じて、社会の基本的なルールをきちんと守り、思いやりの心を持った責任感のある大人に育つよう、日々の活動に取り組んでいます。

【活動内容】月1〜2回程度の活動で、消防の仕事や

【募集人員】1人

【任用期間】2019年4月1日〜2020年3月31日

【受験資格】福祉・保健等の専門知識および経験を有する方(介護支援専門員の資格を有すればなお可)

【勤務時間】月〜金曜日のうち週4日勤務、原則午前

公民館保育室保育者(パートタイム)を募集します

公民館主催事業・講座に關わる保育者を募集します。

【募集人数】3人

【任用期間】2019年4月1日〜2020年3月31日

【応募資格】保育士、幼稚園教諭・小学校教諭のいずれかの有資格者、または資格取得見込者(市内在住であるかは問いません。)

【勤務日】主に火・木・金曜日に於ける保育講座開設

福生市地域福祉推進委員会委員を募集します

市民の福祉向上と地域福祉の推進を図るため、学識経験者、福祉保健・医療関係機関、ボランティア団体、社会福祉協議会や市民の代表で構成する福生市地域福祉推進委員会を設置し、福祉に関するさまざまな事項について審議等を行います。

この度、現委員の任期満了に伴い、新たに市民代表の委員を公募します。高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、その他地域福祉全般について関心をお持ちの方は、ぜひご応募ください。

【募集人員】4人以内

【任期期間】2019年4月1日〜2022年3月31日

【応募資格】満20歳以上の市内在住の方

【内容】福祉分野の各種計画等に係る審議、検討などがなされる。生年月日、性別、職業、電話番号、福祉分野の経験状況

②応募の動機、福祉の分野で関心のあること、これまでに仕事や学業、趣味やボランティア等でかかわってきたこと、自身のプロフィールなど(1,000字以内)

※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

【申込み】2月4日(月)午前8時30分〜20日(水)午後5時15分(郵送の場合は、期間内必着)の間に、指定の応募用紙(②は別紙により提出可)に必要事項を記入のうえ、郵送(〒197-8501 福生市本町5 福生市福祉保健部社会福祉課福祉総務係)に送付してください。

【問い合わせ】福祉課 ☎551・1522

住所異動の際には必ず14日以内に届出を行ってください

◆市内に転入したときは  
住み始めてから14日以内に転入の届出が必要です。  
・他の市区町村から転入する場合→前住所地の市区町村で交付を受けた転出証明書が必要です。  
・海外から転入する場合→パスポート、戸籍謄本および附票(外国籍の方は在留カード等)が必要です(月〜金曜日の午後4時30分ごろまで受付)。

◆市外へ転出するときは  
転出の届出が必要です。お渡しする転出証明書を持って新住所地で転入の届出をしてください(海外へ転出の場合は、転出証明書は不要です)。

◆市内で転居したときは  
新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届出が必要です。

◆届出に必要なもの  
運転免許証等の本人確認書類が必要です。持参してください。また次のカードをお持ちの方は、住所変更の記載をしますので一緒に持参してください。  
[通知カード、在留カード、特別永住者証明書◎マイナンバー(個人番号)カード◎住民基本台帳カード◎]は、継続利用の手続きができなくなりますので異動日から14日以内に手続きをしてください。  
【注意事項】例年2月から5月は窓口が混み合い、手続きに時間がかかる場合があります。時間に余裕を持って、午後4時30分(水曜日は午後7時30分)ごろまでに市役所1階7番総合窓口課へお越しください。  
【問合せ】総合窓口課 ☎551・1595

申告に関する市役所からのお知らせ

▼配偶者控除・配偶者特別控除の改正について  
平成31年度(平成30年分)の住民税より、合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用対象外となります。また、配偶者特別控除の適用は、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となります。

▼上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択について  
特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出された場合でも、その後に個人住民税の申告により記載された事項をもとに、所得税と異なる課税方式を選択できます。申告者の自己責任において、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。

なお、所得税と異なる課税方式を選択する場合には、個人住民税の納税通知書の送達日までに、確定申告とは別に個人住民税の申告書の提出が必要です。  
【問合せ】課税課市民税係 ☎551・1610

改正後の配偶者控除および配偶者特別控除の控除額一覧

配偶者控除	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額(給与所得のみの場合の納税義務者の給与収入額)				【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者給与等の収入金額
		900万円以下(1,120万円以下)	900万円超950万円以下(1,120万円超1,170万円以下)	950万円超1,000万円以下(1,170万円超1,220万円以下)	1,000万円超(1,220万円超)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額38万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	-	-
配偶者特別控除	38万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円	-	1,030,000円超1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	-	1,550,000円超1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	-	1,600,000円超1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	-	1,667,999円超1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	-	1,751,999円超1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	-	1,831,999円超1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	-	1,903,999円超1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	-	1,971,999円超2,015,999円以下
	123万円超	-	-	-	-	2,015,999円超

防災情報の配信など、生活に役立つ「ふっさ情報メール」をご利用ください(登録方法はふっさわたしの便利帳、市ホームページ等をご覧ください)